

神戸市職員労働組合民生支部との交渉概要

1. 日 時：令和4年9月16日（金） 18：00～18：05

2. 場 所：こども家庭局大会議室（1号館7階）

3. 出席者：

（市）こども家庭局こども企画課長、担当係長 他1名

（組合）市職民生支部長、副支部長、会計 他1名

4. 議 題：勤務労働条件にかかる提案について

5. 確認内容等：

（市）

平素より皆様方には市民サービス向上のため、何かとご理解、ご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。また、長引く新型コロナウイルス感染症への対応などもあり、非常に困難な中で市民生活が維持できるよう懸命に取り組んでいただいていることに、この場をお借りして、お礼申し上げます。

さて、本日は「一時保護所職員の勤務時間の変更について」につきまして、ご提案させていただきたいと考えております。

（市）

お配りしております「一時保護所職員の勤務時間の変更について」をご覧ください。

「1. 趣旨」ですが、移転予定のこども家庭センター一時保護所においては、入所児童の居室を個室化・ユニット化するなど、子どもの個別性の尊重や家庭的な環境の確保により、生活環境の大幅な改善を図ることとしております。

この目的を達成するため、新施設の構造・設備に合わせた職員の配備・運用を行う必要があることから、一時保護所の職員の勤務時間の一部を変更するものでございます。

続きまして「2. 変更内容」ですが、まず「(1)「早出」の新設」については、幼児の起床後の排泄・着替え援助、食事援助を2名の職員体制で行えるようにするため、午前7時30分から出勤する「早出」の区分を新設します。「早出」区分の勤務時間は午前7時30分から午後4時15分までとなります。

次に「(2)「遅出」の時間帯変更」については、職員が昼休憩を取得する時間帯の職員人数確保を図るため、「遅出」の時間帯を45分前倒し、勤務開始時間を午後1時15分から午後0時30分に変更します。「遅出」区分の勤務時間は午後0時30分から午後9時15分までとなります。

また、併せて学齢児の就寝準備時間帯の職員人数確保を図るため、「遅出」の出務人数を1名から2名へ変更いたします。

最後に、「3. 勤務時間の変更開始日」については、移転日より変更の可能性はございますが、現在のところ令和4年11月1日を予定しております。

説明は、以上でございます。

(組合)

本日、ご提案をいただきました「一時保護所職員の勤務時間の変更について」は、移転に伴う必要な変更だと受け止めました。

しかし、7:30からの早出勤務については、各職員の家庭状況や通勤手段の状況などがあると思われますので、異動希望も含めて丁寧な聞き取りや配慮をお願いしたいところです。

何より、現場職員の意見をよく聞いて進めていただきたいと思います。

本日は、提案について一旦持ち帰らせていただき、支部で検討させていただきますので、今後とも引き続き協議をよろしく申し上げます。